ロンウイット サプスクリプション規約(RCSS-UI-V1.9.3 2016.4)

サブスクリプションのエンドユーザ様(以下、「お客様」という)による株式会社ロンウイット(以下、ロンウイット)のサブスクリプションのご利用は、以下の規約(以下、「本契約」という)に準拠するものといたします。

第1条(定義)

- 1. 本契約において「本ソフトウェア」とは、ロンウイットがお客様へ提供するサブスクリブション・パッケージに含まれるソフトウェアをいうものとします。
- 2. 本契約において「インスタンス」とは、本ソフトウェアが実行されるサーバのプロセスを いうものとします。
- 3. 本契約において「本サービス」とは、ロンウイットからお客様へ提供される本ソフトウェアに関する問い合わせ対応等のサービスをいうものとします。
- 4. 本契約において「サブスクリプション」とは、本サービスを一定の期間内において利用できる権利をいうものとします。

第2条(本サービスの内容及び対象範囲)

- 1. ロンウイットがお客様に対して提供する本サービスの内容は、次の通りとします。
- (1) 本ソフトウェアに関するアップデートの提供
- (2) 本ソフトウェアに関する日本語処理プラグイン及び機能拡張プラグインの提供
- (3) 本ソフトウェアに関する修正パッチの提供
- (4) 本ソフトウェアに関する問合せ対応
- (5) 本ソフトウェアに関する日本語マニュアルを含むドキュメントの提供
- 2. 前項(5)のドキュメントには、前項(1)乃至(4)に関するドキュメントも含まれるものとします。
- 3. 本条に定めるほか、ロンウイットがお客様に対して提供する本サービスの内容及び対象範囲については、注文書などを通じて、お客様がお申込みされたサービス内容に従うものとします。

第3条(サプスクリプションの購入単位)

- 1. サブスクリプションはインスタンスを単位として購入され、前条で定めた本サービスの内容及び対象範囲を超えては利用できないものとします。
- 2. サブスクリプションの対象となるインスタンスが追加、変更又は削除された場合、お客様 は遅滞なく連絡するものとします。
- 3. 同一契約のサブスクリプション使用範囲は同一システム、プロジェクト内とします。

第4条(間合せ担当者)

- 1. お客様からの問合せは、本サービスの購入先など、別に定める、問合せ窓口を通じて、行われるものとします。
- 2. 間合せ担当者の変更があった場合は、遅滞なくお客様はロンウイットに対して書面で通知 するものとします。
- 3. お客様は、ロンウイットから事前の許可を得た場合を除き、第三者から利益を得る目的として、本サービスの利用をすることができないものとします。

第5条(間合せに対する回答方法)

お客様からの問合せに対するロンウイットの回答は、電子メールにより行うものとします。 また、お客様とロンウイットの協議によりロンウイットの担当者をお客様へ派遣して行うこと になった場合は、別途、有償にて行うものとします。

第6条(間合せの受付・提供時間)

- 1. お客様からロンウイットへの問合せの受付時間は、別途、定めるものとします。
- 2. ロンウイットによる回答の提供時間は、その作業の内容により前項に掲げる時間を超えて 作業する場合があるものとします。
- 3. お客様からの問合せに対するロンウイットによる回答のレベル及び応答時間は、別途、定めるものとします。

第7条(お客様の協力事項)

- 1. お客様は本ソフトウェアの使用者として、本ソフトウェアの操作及び管理について、次の 事項を順守するものとします。
- (1) 日本語マニュアルに定める使用方法に従って本ソフトウェアを使用するものとします。

- (2) 本ソフトウェアで使用するお客様のデータは、お客様の責任において定期的にバックアップを取っておくものとします。
- 2. ロンウイットが本サービスを提供する場合、お客様はロンウイットが行う不具合又は不良 箇所の追及作業及び修正作業に必要なすべての資料等(以下、資料等という)をロンウイット に貸与し、又は本サービス遂行上必要な情報をロンウイットに開示するものとします。

第8条(資料等の貸与・保管・返却・廃棄)

- 1. ロンウイットはお客様より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管及び管理
- し、本契約に基づくサービス業務の遂行以外の目的に使用しないものとします。
- 2. ロンウイットはお客様より貸与された資料等を本契約に基づくサービス業務の遂行以外の 目的に模写、複製 又は編集等を行わないものとします。
- 3. ロンウイットはお客様より貸与された資料等について、お客様の指示により、返却又は廃棄するものとします。ただし、その際の費用はお客様の負担とします。

第9条(機密保持)

- 1. お客様及びロンウイットは、本契約に際して、又は本契約に基づくサービス業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上、及び個人情報その他の一切の情報を秘密として保持するものとし、本契約の有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩をしないものとします。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報については本条を適用しないものとします。
- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わずお客様又はロンウイットの責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- 2. 前項の規定にかかわらず、本サービスに際してロンウイットからお客様へ提供される日本 語マニュアルを含むドキュメントについては、ロンウイットの意思により無償で公開される場 合があることをお客様は予め容認するものとします。
- 3. ロンウイットが提供したプラグインについて、ロンウイットの意思によりソースコードが 公開又はオープン・ソース・ソフトウェア(以下、OSSという。)とする場合があることを お客様は予め容認するものとします。

第10条(著作権)

ロンウイットが、本サービス遂行の過程において、お客様へソフトウェア又はドキュメント等を提供した場合、当該提供物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、お客様又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、ロンウイットに帰属するものとします。

第11条 (OSS)

- 1. ロンウイットは、本サービス遂行の過程において、OSSを利用しようとするときは、当該OSSの利用許諾条項、開発管理コミュニティの名称、当該OSSの機能上の制限事項等に関して適切な情報を、お客様に対して口頭又は書面により提供し、お客様にOSSの利用を提案するものとします。
- 2. お客様は、前項所定のロンウイットの提案を自らの責任で検討及び評価し、OSSの採否を決定するものとします。
- 3. ロンウイットは、本ソフトウェアを含むOSSに関して、著作権その他の権利の侵害がないことを保証するものではなく、ロンウイットは、OSS利用の提案時に権利侵害又は瑕疵の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとします。
- 4. ロンウイットが本ソフトウェアの修正を行った場合、ロンウイットはOSSの開発コミュニティに修正パッチを提出する場合があることをお客様は予め容認するものとします。

第12条 (お客様の義務)

- 1. ロンウイットがお客様に提供するドキュメントは、本サービスの使用に供する目的に限定 して提供され、ロンウイットの事前の書面による承諾がない限り、お客様は複製又は譲渡する ことはできないものとします。
- 2. ロンウイットがお客様に提供したソフトウェアにお客様が修正又は変更を加えた場合、お客様は遅滞なくロンウイットに連絡すると共に、その修正又は変更したソフトウェアをロンウ

イットに提供するものとします。

- 3. ロンウイットが独自に開発してお客様にバイナリーコードで提供したソフトウェアについて、お客様はリバース・エンジニアリング(逆コンパイル、逆アセンブル等)をすることができないものとします。ただし、当該ソフトウェアがライセンス条件としてリバース・エンジニアリングを許可することを定めているOSSとリンクしている場合は、この限りではないものとします。
- 4. お客様はロンウイットによる事前の許可なく、ロンウイットが独自に開発してお客様にバイナリーコード又はソースコードで提供したソフトウェアを第三者に公開することができないものとします。

第13条 (ロンウイットの義務)

本サービスの対象となるシステムで障害が起きた場合で、かつ本ソフトウェアが障害の原因であると判明した場合は、ロンウイットは障害原因を調査し改善策をお客様に提示するものとします。ただし、当該改善策の提示は、復旧方法、回避方法を中心とし、ソフトウェアの修正でしか対応できない場合に、ロンウイットは可能な限り本ソフトウェアの修正パッチをお客様へ提供するものとします。

第14条 (本サービスの除外事項)

- 1. 自然災害の発生、もしくは本ソフトウェア以外のソフトウェア等の瑕疵による故障等、ロンウイットの責によらないトラブル発生、又はお客様の要請によるソフトウェアの変更・修正の作業は本サービスの内容には含まれないものとします。
- 2. ロンウイットは、次の各号のいずれかに該当する場合に、お客様が障害状況等により元の 状態に戻らない場合もある事を認識していることを条件として、別途、有償にてサービスする ものとします。ただし、いずれの場合もお客様自身による実施を妨げるものではありません。
- (1) 停電又は切電により本ソフトウェアが正常に作動しなくなった場合の復旧作業。
- (2) ディスク破損等により本ソフトウェア関連ファイルの内容が壊れた場合の復旧作業。
- (3) ファイル容量がオーバーした場合の復旧作業。
- (4) 誤操作によりファイルの内容が壊れた場合の復旧作業。
- (5) お客様においてオペレーターが人事異動等で交替した場合の操作指導。
- (6) お客様における配置場所の変更等でサーバを移動する場合の立会い及び作業。
- (7) 本ソフトウェアのバージョンアップ版への入れ替え作業。

第15条 (免責事項)

- 1. 本サービスによりお客様に損害が生じた場合、当該損害に関する賠償金額は、損害発生時の属する継続期間の分として、ロンウイットが受け取ったサブスクリプションの料金を上限とします。
- 2. ロンウイットが提供したサービスの結果により、お客様に生じた損害のうち、逸失利益、派生的損害、及びその他の間接的損害については、ロンウイットは責任を負わないものとしませ

第16条(サプスクリプションの期間)

- 1. 本契約におけるサブスクリプションは、注文書などに従い、開始するものとします。
- 2. サブスクリプションの継続期間は、1年間を単位とします。
- 3. サブスクリプションの継続期間の期間満了3か月前までにお客様又はロンウイットのいず れからも書面による何らの意思表示がない場合は、サブスクリプションの継続期間は前項で定 めた期間、自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。
- 4. 前3項の規定にかかわらず、お客様ロンウイットの協議により別に期間を定めた場合は、 その定めに従うものとします。

第17条(サプスクリプションの料金支払)

サブスクリプションの料金の金額及び支払方法は、お客様のお申込書に定めるものとします。

第18条(有効期間)

本契約の有効期間は、お申込みから、サブスクリプションの継続期間満了日までとします。

第19条 (契約の解除)

- 1. お客様は中途解約希望日の3か月前までに、書面でロンウイットへ通知することにより、 本契約を中途解約できるものとします。
- 2. 次の各号のいずれかが発生した場合、ロンウイットは本契約をお客様に対する通知なしに 解除することができるものとします。

- (1) お客様が本契約の条項に違反し、ロンウイットが書面により是正を催告したにもかかわらず お客様が是正しかい場合。
- (2) ロンウイットの書面による事前の承諾がないにもかかわらず、本サービスに関してロンウイットがお客様に提供した物を、第三者に対して譲渡、移転又は頒布することを試みた場合。 (3) 前各号のほか、契約者としての義務を果たせないことが明らかになった場合。

第20条 (利用終了の場合)

サブスクリプションのご利用が終了した場合、お客様は本サービスの対象機器から本ソフト ウェアをすべてアンインストールするものとします。

第21条(遵守義務)

お客様はお客様のために本ソフトウェアを使用する開発者に、第9条、第10条及び第2 0条に規定する内容を遵守させる義務を負うものとします。当該開発者がこれに違反した場合 は、お客様が本契約に違反したものとして、その責任を負うものとします。

第22条 (譲渡・承継の禁止)

お客様は、ロンウイットの事前の書面による承諾なく、本契約に基づく権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の用に供してはならないものとします。

第23条(合意管轄)

本契約から生じる一切の権利義務に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易 裁判所を専属管轄裁判所とします。

第24条(協議事項)

本契約に定めのない事項又は本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、法令に従うほか、 お客様及びロンウイットは互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとします。